(ii)　イオン源
　温度を摂氏百五十度から二百五十度までに保つことができるもの
（注四）　きょう雑物の影響がある場合、シアノプロピルメチルポリシロキサンを被覆したもので分離できることがある。
（注五）　キャリヤーガスから対象とする物質が検出された場合は、モレキュラーシーブ等を充填した精製管で精製する必要がある。
(三)　試験操作（注六）
イ　試料の取扱い
　別表第二(三)に準じて取り扱う。
ロ　試料の作成
　別表第三(三)に準じて取り扱う。
ハ　検定操作
(イ)　試料五グラムをバイアルに正確に計り取り、これに内標準液適量とメタノール十ミリリットルを加えて密栓する。(注七)(注八)
(ロ)　三十秒程度振り混ぜた後、超音波洗浄器の洗浄槽に入れ、十分間抽出し、静置する。
(ハ)　上澄みのメタノール層五ミリリットル（注九）をカートリッジ型ＯＤＳ充填カラムに通し、精製する。
(ニ)　(ハ)の精製液四ミリリットルを、連結したカートリッジ型陰イオン交換樹脂充填カラム及び陽イオン交換樹脂充填カラムに通し、精製する。
(ホ)　(ニ)の精製液の一定量（例えば一マイクロリットル）をマイクロシリンジを用いて採り、直ちにガスクロマトグラフ質量分析計に導入する。
(ヘ)　一・四―ジオキサン及び一・四―ジオキサン―ｄ八の保持時間、定量用質量数及び確認用質量数（注十）のイオン強度比を確認し、該当するピーク面積を測定する。(注十一)
(ト)　検量線から一・四―ジオキサンの重量を求める。
(チ)　空試験として、バイアルに内標準液適量とメタノール十ミリリットルを加えて密栓した後に(ロ)から(ヘ)までの操作を行い、検液の測定結果を補正する。
（注六）　試料を分析する前に添加回収試験を行い、一・四―ジオキサンの回収率が七十パーセント以上百二十パーセント以下であることを確認する。
（注七）　試料が固まっている場合にはガラス棒を用いて破砕すること。
（注八）　ハ(ホ)でガスクロマトグラフ質量分析計に導入する検液一ミリリットルにつき、一・四―ジオキサン―ｄ八を〇・五マイクログラム含むように調製する。
（注九）　所定量の上澄み液が得られない場合は、遠心分離を行うことにより、上澄み液を得る。
（注十）　定量用質量数及び確認用質量数の例として、一・四―ジオキサンではそれぞれ八十八及び五十八、一・四―ジオキサン―ｄ八ではそれぞれ九十六及び六十四がある。
（注十一）　検量線の上限を超える場合には、ハ(ヘ)で加えるメタノールの量を増やす。
(四)　検量線の作成
　一・四―ジオキサン標準原液を段階的に採り、内標準原液を加えてメタノールで希釈する(注十二)。この溶液を用いて(三)のハの(ホ)及び(ヘ)の操作を行い、一・四―ジオキサン及び内標準物質（一・四―ジオキサン―ｄ八）の含有量比とピーク面積比との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。
（注十二）　この溶液一ミリリットルにつき、一・四―ジオキサンを〇・〇一五マイクログラム以上〇・五マイクログラム以下、一・四―ジオキサン―ｄ八を〇・五マイクログラム含むように調製する。
備考
　この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）
第一条　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。
　第一号中「第十四項、第四十九項及び第五十二項」を「第九項、第十一項及び第十四項」に改め、「規則第一条の二第五項」の下に「、第九項及び第十一項」を加える。
　第四号中「から第十三項まで並びに第十五項から第四十八項まで」を「から十一項まで」に改め、「（規則第一条の二第五項」の下に「、第九項及び第十一項」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正）
第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正する。
　題名中「第一条の二第五十一項」を「第一条の二第十三項」に改める。
　本則中「第一条の二第五十一項」を「第一条の二第十三項」に改める。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部改正）
第四条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。
　第一条第二項中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３９７号
千葉県富里市七栄323番地
債務者　フラワー商事有限会社
代表者代表取締役　逸見　榮
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　勝美
4　破産債権の届出期間　平成25年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５４２号
東京都新宿区西新宿３丁目７番21号
債務者　エム・エー・シー・アシストセンター株式会社
代表者代表取締役　樋口喜久雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　敦朗
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０６号
東京都渋谷区神宮前１丁目14番32号
債務者　株式会社ウェルバランス
代表者代表取締役　井藤　邦雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　孔明
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後２時

東京地方裁判所民事第20部